

平成 21 年 5 月 29 日
企業会計基準委員会

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」の公表

コメントの募集

我が国の金融商品に関する会計基準等としては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び「金融商品会計に関する Q&A」などがあります。

企業会計基準委員会では、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会 (IASB) と共同で公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえ、現行の金融商品会計の見直しについて検討を重ねてきました。この検討の中には、金融商品会計の範囲、金融商品の測定及びヘッジ会計についての論点が含まれています。

今般、これらの金融商品会計の見直しに関する論点について、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理（以下「本論点整理」という。）の公表が平成 21 年 5 月 21 日の第 177 回企業会計基準委員会において承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、平成 21 年 7 月 29 日（水）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メール : kinsho-ronten_2009_asbjdp@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目 的

IASB では、金融商品会計に関する長期プロジェクトを 3 つ（現行基準の置換え、負債と資本の区分、認識の中止）に分けて扱っており、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同でプロジェクトを進めている。本論点整理は、このうち、現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、平成 23 年（2011 年）を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。IASB 及び FASB では、昨今の金融危機を受けて当該プロジェクトを迅速に進めようとしており、本年 9 月又は 10 月までに関連する公開草案を公表する方向で取り組んでいる¹が、当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、IASB 及び FASB に対して意見発信を行うとともに、金融商品会計に関する会計処理の見直しについて検討を続けていく予定である。

【論点 1】金融商品会計の範囲

〔論点 1-1〕金融商品の定義等について

IASB から平成 20 年（2008 年）3 月に公表されたディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」（以下「IASB の DP」という。）においては、金融商品の定義や適用対象となる取引について検討が行われている。本論点整理では、これらに関して、我が国の会計基準と国際財務報告基準との比較や今後検討すべき事項を取り上げている。

我が国の会計基準と国際財務報告基準とでは、金融商品の定義等に大きな差異は認められないため、今後の議論の中でこの論点を取り上げる優先順位は高くないと考えられる。

〔論点 1-2〕デリバティブの定義について

本論点整理では、デリバティブの定義について、その定義の仕方や純額決済性に関する検討を行っている。我が国の会計基準では、デリバティブを商品名の列挙によって示し、金融商品実務指針において、その特徴を補っているが、デリバティブの定義

¹ 平成 21 年（2009 年）4 月に開催された主要 20 カ国・地域（G20）首脳会合では、会計基準設定主体が監督当局、規制当局と連携しつつ、迅速に金融危機への対応（①評価及び引当の基準の改善、②高品質で世界的な一組の会計基準の実現）を進めることを求めている。IASB は、この要請に対して、FASB や ASBJ を始めとする各国の会計基準設定主体と協力して本年末までに対応することを目指すとしている。

なお、IASB は測定区分の見直しについて前倒しで取り組む一方、ヘッジ会計については時期を遅らせて公開草案を公表するなど、それぞれの項目に分けて取り扱うことを検討している。

を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とすることで、新たな商品にも対応できるようにすることが適当と考えられる。

また、国際財務報告基準では、我が国の会計基準と異なり、デリバティブの特徴に純額決済性を含めていないが、この差異の実質的な影響が乏しいのであれば、純額決済性の要否に関しては、今後の議論の中での優先順位は高くないと考えられる。

【論点 2】 金融商品の測定

〔論点 2-1〕 測定区分²の見直し

現行の我が国の会計基準は、基本的な考え方において、国際的な会計基準とほぼ同様と考えられるが、IASB の DP やその後の議論を受けて、今後、現行の測定区分の削減又は内容の見直しが行われる可能性がある。この観点から、本論点整理では、公正価値³で測定するか否かの規準や、一部の測定区分について具体的な見直しの可能性を整理している。

投資の性質によって事業投資と金融投資に区分し公正価値評価の差額を損益に含めるか否かを定めるべきとの考え方は、現行基準を説明するとともに、今後の会計基準の開発にあたっては、有力であると考えられるが、IASB の DP では、キャッシュ・フローの性格（変動性が大きいかどうか）や活発な市場で取引されるか否かといった外形的な区分の考え方も示されている。このため、我が国における考え方をさらに整理し、国際的な議論への意見発信の材料とすることが適当と考えられる。

また、測定区分の削減による簡素化を目標とする国際的な会計基準の動向等を踏まえ、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮しつつ、売却可能金融資産（その他有価証券）を縮小又は削除する考え方についても検討している。本論点整理では当該分類を見直す場合の対応案を例示しているが、引き続き、この点について検討していくことが適当と考えられる。

なお、現行の測定区分に大幅な見直しを行わない場合に、国際財務報告基準における「貸付金及び債権」という分類を我が国の会計基準に設けるかどうかについても、論点として取り上げる必要があるか引き続き検討することが考えられる。

〔論点 2-2〕 公正価値オプション

国際的な会計基準では、一定の金融商品に対して当初認識時に公正価値評価（評価

² 金融商品会計基準では「保有目的区分」という用語を使用しているが、これには、保有目的という区分の方法が明示的に含まれている。しかし、国際的な会計基準を巡る議論では区分の方法自体が議論の対象となっているため、本論点整理では、区分一般の議論（評価差額の扱いも含む。）については「測定区分」という用語を用い、金融商品会計基準を前提とする場合には「保有目的区分」という用語を用いている。

³ 我が国の現行の会計基準等は、国際的な会計基準で一般的に用いられている「公正価値（fair value）」に相当する用語として「時価」（文脈によっては「市場価格」）を使用しているが、国際的な会計基準での取扱いを考慮し、本論点整理では「公正価値」と表記している。

差額は当期純利益に反映)の指定を認めている(公正価値オプション)。

公正価値オプションについては、肯定的な見解、否定的な見解の双方があり、また、現在、IASB及びFASBにおいて現行の測定区分の見直しが進められている中で公正価値オプションが存続するか自体も明確ではないため、その動向を見極めつつ、今後論点として取り上げる必要があるか検討することが考えられる。

[論点 2-3] 保有目的区分の変更

平成20年12月に当委員会から公表された実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」では、当面の取扱いとして一部の保有目的区分の変更を認めている。本論点整理では、[論点 2-1]において、保有目的区分が現行どおりに継続した場合に、実務対応報告第26号の取扱いを今後も維持すべきかどうかについて取り上げている。

実務対応報告第26号に関しては、昨今の金融危機への緊急対応の一環として公表されたものであり、当面の取扱いを継続的な取扱いとすべきかについて今後検討する。

また、その他有価証券から満期保有目的の債券への変更について、実務対応報告第26号の「稀な場合」からそれ以外の場合に拡張していくかどうか、保有目的区分の変更に関する考え方や国際的な会計基準における測定区分の見直しの動向も考慮して、引き続き検討することが適当と考えられる。

[論点 2-4] 減損処理の取扱い

我が国における減損処理は、保有する資産について、収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、帳簿価額を切り下げる処理であるという整理がなされている。他方、国際財務報告基準と米国会計基準との間、さらにそれぞれの会計基準において減損処理のアプローチが異なるケースがあるため、IASBでは、減損損失の認識要件(トリガー)や戻入の見直しについて議論されている。このため、本論点整理では、次の項目に分け、整理を行っている。

(1) 有価証券の減損処理

最近の金融危機への対応として、減損損失の認識要件について改善が必要かどうかを議論している国際的な会計基準の動向も考慮しながら、減損処理の意味、減損損失の認識要件、減損損失の測定、並びに子会社株式及び関連会社株式の減損の取扱いといった点について検討している。

(2) 債権の減損処理

国際的な会計基準においては、測定区分の見直しとともに、減損損失の測定方法自体が議論されており、我が国においても、その動向を注視しながら検討することが適当である。

(3) 減損処理後の会計処理

我が国の会計基準においては、金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会

計処理として直接控除と間接控除の 2 つの方法があり、通常は前者を減損処理と考えていると解される。その一方で、国際財務報告基準では、その 2 つの方法に表示以上の違いはなく、また、国際的な会計基準を巡る議論では、減損後に公正価値が回復した場合には損失の戻入をすべきであるとの議論もある。減損損失の戻入に関しては、減損の意味や減損損失の認識要件ともあわせて検討することが適当であると考えられる。

また、減損処理後の受取利息の認識については、実務上の問題点も考慮しつつ、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる。

【論点 2-5】 複合金融商品の区分処理

我が国の金融商品会計基準では、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理するか否かは、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶかどうかにより判断されるが、国際的な会計基準では、主契約とデリバティブ部分の経済的性格やリスクが明確かつ密接に関連しているかどうかで判断することとされている。

組込デリバティブの区分処理の要件について、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、今後、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる。

【論点 3】 ヘッジ会計

【論点 3-1】 ヘッジ会計の意義

本論点整理では、ヘッジ会計の意義、ヘッジ取引の種類及びヘッジ会計で扱うヘッジされるリスクの範囲について検討している。なお、国際的な会計基準を巡る議論においては、ヘッジ会計を全廃する考え方もみられるが、全廃は適切ではないと考えられるため、本論点整理では、ヘッジ会計が存続することを前提として議論を進めている。

ヘッジ会計の意義等については、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間で大きな差異が認められないと考えられるため、今後の検討の中でこの論点を取り上げる優先順位は高くないと考えられる。

【論点 3-2】 ヘッジ会計の方法

本論点整理では、ヘッジ会計の方法について、現行の取扱いを整理し、今後の取扱いについて検討している。

公正価値ヘッジの会計処理に関して、IASB の DP において、公正価値ヘッジ会計の見直しの可能性が示唆されている。本論点整理では、見直しの 2 つの提案（①公正価値オプションの適用拡大、②繰延ヘッジ会計の適用）について長所や問題点を整理しているが、引き続き国際的な議論の動向を注視しつつ、意見発信を含む検討をしていくことが適当と考えられる。

我が国の会計基準で採用されている金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理という合成商品会計に関しては、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として扱うことに合理性があるかどうかという問題を中心に、実務への影響やコンバージェンスの観点を踏まえて検討することが適当と考えられる。

[論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性

本論点整理では、IASB の DP で取り上げられているヘッジ会計の簡素化を検討する必要性は大きいと考えられるとし、次の事項に関して、現行のヘッジ会計の維持を前提とした簡素化の可能性を検討している。

- (1) 文書化
- (2) 有効性
- (3) ヘッジ指定の解除
- (4) 部分ヘッジの取扱い

このうち、(1)及び(4)に関しては、見直しの余地は低いと考えられる。また、(2)については、有効性の緩和による改善が考えられるものの、その場合には、非有効性の損益認識と合わせて検討すべきと考えられる。さらに(3)に関しては、今後、保有目的区分の変更（[論点 2-3] 参照）について、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義と恣意性の排除のバランスを考えた検討が行われる場合には、これと整合的に検討していくことが考えられる。

[論点 3-4] 包括ヘッジ

本論点整理では、現行の包括ヘッジの要件を整理し、改善すべき事項や簡素化への対応について検討している。

包括ヘッジ（ポートフォリオヘッジ）の緩和については、国際的な会計基準を巡る検討を注視しつつ、意見発信のあり方を含め、論点として取り上げるかどうか、引き続き検討していくことが考えられる。

[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示

本論点整理では、現行のヘッジ会計に関連する開示を整理するとともに開示の拡充の必要性について検討している。

我が国の会計基準における開示は、デリバティブの利用目的など定性的な側面について、国際的な会計基準と類似の開示を設けていると考えられるが、一方で、定量的な開示については、いまだ相違が見られるため、ヘッジ会計を用いたヘッジ取引に係る定量的な開示に関する説明の充実を検討することが適当と考えられる。

＜コメント提出者への質問＞

本論点整理では、コメントを提出される方の便宜のため、次のような質問を掲げておりますが、コメントはこれらに限られるものではなく、また、すべてについて回答いただく必要はありません。なお、コメントには具体的な理由もご記載ください。

【論点 1】 金融商品会計の範囲

【論点 1-1】 金融商品の定義等について（第 14 項から第 24 項参照）

- (1) 金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 1-2】 デリバティブの定義について（第 25 項から第 36 項参照）

- (2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 2】 金融商品の測定

【論点 2-1】 測定区分の見直し（第 37 項から第 64 項参照）

- (3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。
- (4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。
- (5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。

【論点 2-2】 公正価値オプション（第 65 項から第 74 項参照）

- (6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

【論点 2-3】 保有目的区分の変更（第 75 項から第 83 項参照）

- (7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。
- (8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、どのように考えますか。
- (9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

【論点 2-4】 減損処理の取扱い（第 84 項から第 121 項参照）

- (10) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。
- (11) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。
- (12) 減損損失後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 2-5】 複合金融商品の区分処理（第 122 項から第 132 項参照）

- (13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

【論点 3】 ヘッジ会計

【論点 3-1】 ヘッジ会計の意義（第 133 項から第 146 項参照）

- (14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 3-2】 ヘッジ会計の方法（第 147 項から第 163 項参照）

- (15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとするれば、どのような方法が適切と考えますか。
- (16) 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。

【論点 3-3】 ヘッジ会計の簡素化の可能性（第 164 項から第 211 項参照）

- (17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。
- (18) ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。
- (19) 他に、どのような改善の可能性があると考えますか。

【論点 3-4】 包括ヘッジ（第 212 項から第 223 項参照）

- (20) 包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 3-5】 ヘッジ会計に関連する開示（第 224 項から第 231 項参照）

- (21) ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

以 上